



学校給食センターの合理的活用

～～ 両市町子どもたちにおいしい給食を提供します ～～



全国的な少子化により、本市においても児童・生徒が減少している中、富里市学校給食センターの調理能力に余裕が生じてきたことから、これまで合理的な活用について検討してきました。

令和5年5月から、施設の老朽化等により給食施設の今後の在り方を検討されていた酒々井町と協議を重ねてきた結果、学校給食センターの共同利用に向け、関連議案を提出します。

1 富里市学校給食センターの状況

- 供用開始：平成26年9月
- 調理能力：4,500食／日
- 現在の調理数：約3,600食／日

2 これまでの経緯

- 令和4年5月から調理能力の余裕分活用について様々な検証を開始
- 令和5年5月から市域を越えた共同利用を検討する中、酒々井町との共同利用について協議を開始
- 令和6年3月29日に「富里市・酒々井町の学校給食事務の受委託に関する覚書」の取り交わし

3 令和6年6月議会提出予定議案

- 「富里市と酒々井町の学校給食事務の委託に関する協議について」

問合せ先

担 当 富里市教育部学校教育課
学校給食センター業務班

担当者 太田

電 話 0476-93-2550 【直通】

F A X 0476-93-2572

メー ル gakyou-edu@city.tomisato.lg.jp



富里市と酒々井町の学校給食事務の委託に関する規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、酒々井町の学校給食に関する事務を富里市に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第2条 酒々井町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を富里市に委託する。

(1) 酒々井町が設置する学校の給食に係る給食用物資の調達、調理及び輸送の業務に関する事務

(2) 前号の業務に付随する事務（学校給食費の徴収に関する事務を除く。）

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、酒々井町の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、富里市長が酒々井町長と協議して定める。この場合において、富里市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を酒々井町長に送付しなければならない。

（予算の計上）

第4条 富里市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、富里市歳入歳出予算に計上するものとする。

（収入）

第5条 委託事務の管理及び執行に伴って生ずる収入は、全て富里市の収入とする。

（負担金過不足）

第6条 富里市長は、各年度において、酒々井町が納付すべき委託事務の管理及び執行に係る負担額に過不足が生じたときは、これを当該年度又は翌年度における委託事務の管理及び執行に係る負担額で調整するものとする。この場合において、富里市長は過不足の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに酒々井町長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第7条 富里市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を酒々井町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 富里市長及び酒々井町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くことができる。

(条例等の改正の場合の措置)

第9条 富里市長は、委託事務の管理及び執行に適用される富里市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の全部又は一部を改正しようとする場合は、あらかじめ酒々井町長に通知するものとする。

2 酒々井町長は、委託事務に関する酒々井町の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合は、あらかじめ富里市長に通知するものとする。

3 富里市長は、富里市の条例等の全部又は一部を改正した場合は、直ちに当該条例等の改正の内容を酒々井町長に通知するものとする。

4 酒々井町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに同項の条例等の改正の内容を公表するものとする。

(委託事務の廃止等)

第10条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、富里市長がこれを清算する。この場合において、清算に伴って生ずる剰余金等の処分は、富里市長と酒々井町長との協議により定めるものとする。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、富里市長と酒々井町長の協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

(条例等の公表)

3 酒々井町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する富里市の条例等が酒々井町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

より安全でおいしく楽しい給食の充実を

富里市学校給食センター



富里市 教育委員会

富里市の学校給食センター

富里市は、昭和49年からセンター方式（共同調理場方式）での学校給食を開始し、教育の一環として業務の充実に努め、今日まで児童・生徒の心身の健全な発達に寄与してきました。

施設につきましては、昭和49年に第一調理場を開設、その後の急速な児童・生徒数の増加に対応するため、昭和59年に第二調理場を開設いたしました。

しかし、年月を経て両調理場共に老朽化が進みはじめ、新たな学校給食衛生管理基準への適合や、調理業務の効率を考え、両調理場の施設の統合事業を平成23年度の設計から開始し、平成26年度の二学期から、統合した現在の学校給食センターより給食の提供を開始しました。

富里市はこれからも、より安全でおいしく楽しい給食の充実に努めてまいります。

施設の特徴

- HACCPの概念を基本としたドライシステム方式の採用
床に水を浸さず、湿気や臭気を防ぎ、乾いた状態で調理業務を行う方式です。
- 作業区域の明確な分離
食材の受け入れ、給食の調理、食器・食缶の洗浄などを行う各区域を明確に分離し、交差汚染が発生しない環境となっています。



左の「食材受入現場」と右の「調理区域」は、衛生管理上そのまま直接の行き来ができません。エプロンや靴を替えて、別の出入口を使用するよう区域が明確に分離されています。

- 見学スペースの充実
児童・生徒等のために2Fの見学スペースを拡張し、調理の様子がよりわかりやすくなりました。



2F見学スペース（写真上）から調理場内で給食をつくっている様子（写真左）がわかります。

※ 右ページ一階平面図内の「赤点線部分」の調理区域を見ることができます。

主な厨房設備

主な厨房設備として、煮物・炒め物に使用する「蒸気回転釜」、多くの食材を一括調理する「自動揚物機」「連続炊飯機」、焼く・蒸すなど機能が多岐な「スチームコンベクションオーブン」、短時間で食材を冷却する「真空冷却機」、回収した食器をそのまま洗浄できる「カゴごと食器洗浄機」、衛生的に乾燥・消毒する電気式の「消毒保管機」などを整備しました。

機器名	数	設置場所	機器名	数	設置場所
① 蒸気回転釜	9	調理室	⑧ 自動揚物機(フライヤー)	1	揚物・焼物室
② 和え物用回転釜	2	和え物室	⑨ スチームコンベクションオーブン	3	〃
③ パスル-真空冷却機	2	〃	⑩ 食缶類洗浄機	1	洗浄室
④ 連続炊飯機	1	炊飯室	⑪ コンテナ洗浄機	1	〃
⑤ パスル-冷蔵庫	2	下処理室	⑫ カゴごと食器洗浄機	1	〃
⑥ プレハブ冷蔵庫	2	〃	⑬ カート消毒保管機	10	コンテナプール 他
⑦ プレハブ冷凍庫	2	〃	⑭ コンテナ消毒保管機	6	コンテナプール
			⑮ 厨芥脱水機	1	厨芥室



① 蒸気回転釜



③ パスル-真空冷却機



④ 連続炊飯機



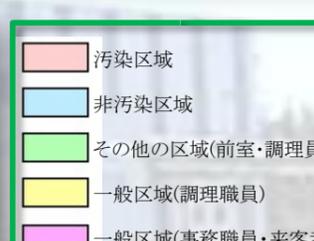
⑧ 自動揚物機(フライヤー)



⑨ スチームコンベクションオーブン



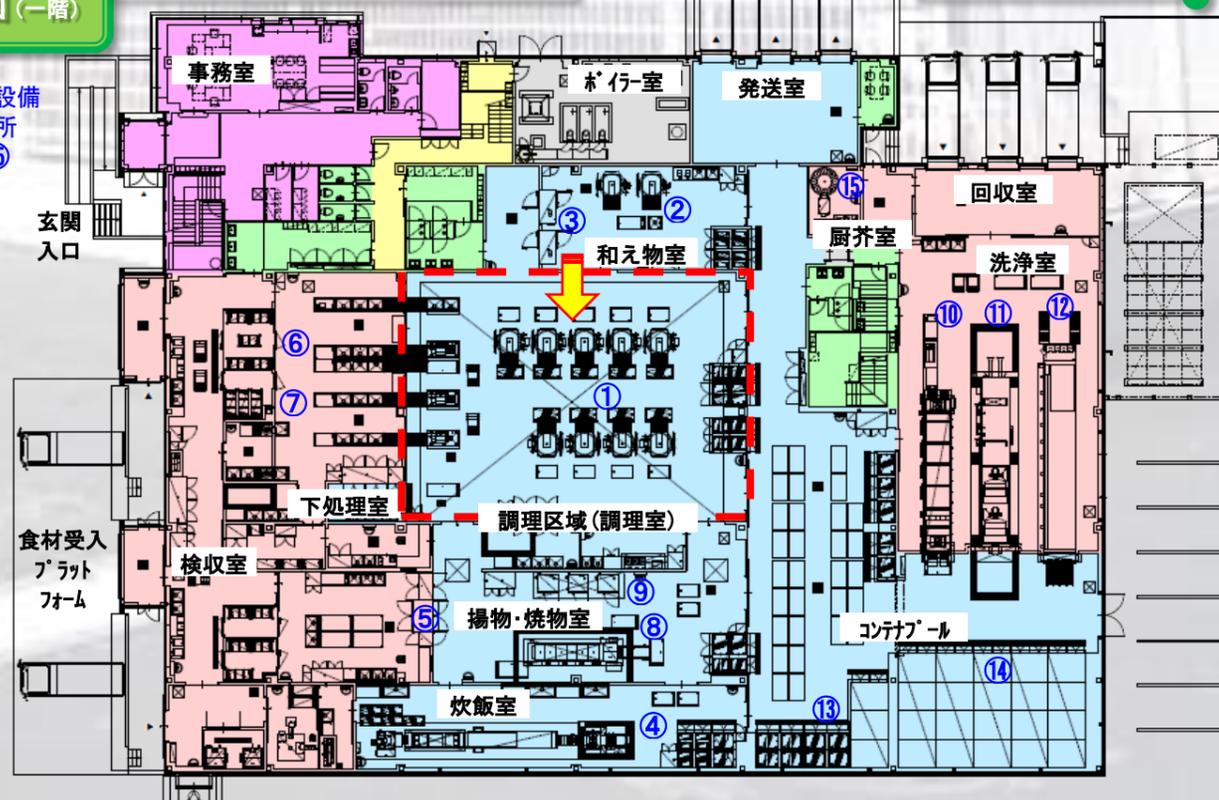
⑫ カゴごと食器洗浄機



⑬ カート消毒保管機

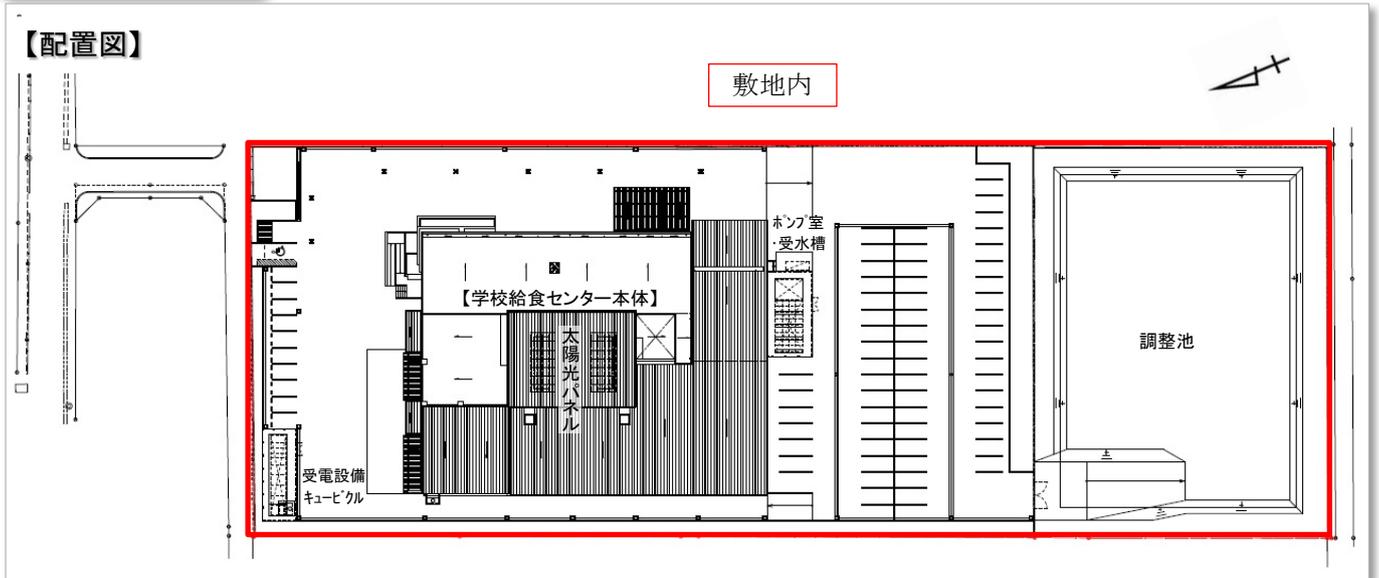
平面図(一階)

主な厨房設備
設置場所
①～⑮



施設の概要

【配置図】



【事業費の概要】

学校給食センター施設統合事業：平成23年度～平成26年度

総事業費：1,579,703,861円

本体・解体等

工事費：982,125,670円（建設・電気・機械設備・解体・外構等）

委託費：65,509,800円（基本設計・実施設計・施工監理等）

土地購入費：41,881,310円（土地購入・補償費等）

備品購入費：462,865,846円（厨房機器・食器食缶・調理用備品等）

太陽光発電設備

工事費：22,816,495円

委託費：1,944,000円（実施設計・施工監理）

その他経費：2,560,740円



太陽光発電設備（太陽光パネル）



太陽光発電設備（蓄電池）

【施設】

名称：富里市学校給食センター

所在地：〒289-0211 千葉県富里市御料1092番地3

施設竣工：平成26年7月

供用開始：平成26年9月

敷地面積：9,922.33㎡

建築面積：2,272.27㎡（付帯施設を含む）

延床面積：2,716.04㎡（付帯施設を含む）

建物構造：鉄骨造 2階建

調理能力：4,500食/日

付帯設備：太陽光発電システム（10Kw）

設計監理：株式会社 千都建築設計事務所

建設工事：新日本建設 株式会社

（建築・電気・機械設備・第二調理場解体を含む）

解体工事：株式会社 八起産業（第一調理場）

厨房設備：株式会社 中西製作所 東関東支店

厨房備品：株式会社 関東三貴

太陽光発電設備工事：株式会社 八光電気工業



— 富里市について —

富里市は、千葉県の北総台地のほぼ中央に位置しています。都心から約50kmから60km圏、成田空港からは西に約4kmに位置しています。

東西約10km、南北約11km、総面積53.88km²です。

東は芝山町、西は酒々井町、南は八街市、山武市、北は成田市に接しています。

地勢は南北に分かれ、標高は約40mから50mの台地で、市の中央より根木名川、高崎川などの源をなしており、肥沃な農地や自然環境に恵まれています。

現在ではにんじん、スイカの全国有数な産地となっており、毎年6月のスイカの収穫の時期に開催される「富里スイカロードレース大会」は、一万人以上の選手が参加し、大変な賑わいをみせています。



富里市学校給食センター

〒286-0211 千葉県富里市御料1092番地3

電話 0476-93-2550 FAX 0476-93-2572

<http://www.city.tomisato.lg.jp/>

